

令和元年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(18日目)

令和元年6月13日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第29号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第30号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第31号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第32号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第33号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第34号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第35号 字の一部区域の変更について
- 第 8 委員会の閉会中の継続審査について
- 第 9 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君

9番 長岡千恵子君
 10番 川崎直文君
 11番 酒井和美君
 12番 酒井秀和君
 13番 朝井征一郎君
 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	平林竜一君
財政課	長	川上昇司君
総合政策課	長	歸山英孝君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	清水昭博君
住民生活課	長	佐々木利夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	野崎俊也君
商工観光課	長	森近秀之君
建設課	長	家根孝二君
上下水道課	長	原武史君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	多田和憲君
生涯学習課	長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長 坂下和夫君

書
書

記 坂ノ上 恵 美 君
記 竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時03分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集いただき、ここに18日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第29号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第30号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第31号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第29号から議案第31号までの3件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 賛成者いらっしゃいますか。——はい。

自由討議の提案があります。

自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要項4の(2)に基づき、発言は5分以内の3回までとします。

5番、滝波君。

○5番(滝波登喜男君) 議長、ありがとうございます。

自由討議ですから、議員間の討議ということで、議員の皆様にご提案をさせていただきたいなと思っております。

実は、今回の一般会計の補正予算、住民にかかわる非常に大事な予算でありますし、どの案件も重要であろうと思っております。

ただ、そういった意味では反対するものではありませんが、非常に大きく気になっている点の一つがあります。それは地域未来投資促進法に基づく交付金の交付であります。この事業につきましては、本町浄法寺地区における「永の里」プロジェクトの事業に対する交付金であり、これで3年継続の3年目となっております。

現地を見ますと、造成が整いましていよいよというところではありますが、先般、6月11日に副町長、そして政策課長同席のもと、業者の代表の方が説明をいただきました。その中で、その業者の社長さんの地元貢献をしたいという意気込みは非常に感じ取られたわけですが、ただ、事業がまだ変更せざるを得ないようなことで、どんどん変わってくるというようなお話もありました。また、地元の雇用についてもまだまだ、計画はありますけれども実際にどうなるかはわからないということ。そして地元への説明も一、二回行われたみたいなんですけれども、その後、変更が多くてなかなかできないというようなことのお話がありました。我々というか私とその説明を聞いた中で非常に期待するのと同時に、不安も覚えたところでもあります。

そこで、ぜひとも地域住民の方には十分な事業説明をできるだけ丁寧にやっていただきたい。そのことは、やはり交付金を出している町が間を取り持っていたくような形でぜひ業者にやるように申し入れをしていただきたいというのが1

点。

2つ目に、交付金が対象になっている事業、今回3つございますが、やはり民間のことだからということあるいは変更するノウハウがあるからということで、なかなか議会にも説明がされておられません。ぜひ、少なくとも交付金対象となっている事業については、その進捗を行政がきちっと把握をし、その都度、議会に説明をしていただきたい。

その2点をぜひやっていただきたいなと思っております。

このことについては予算の採決にはかかわらないんですが、ぜひ議会の総意で行政側に申し述べていただきたいなと思っておりますが、皆様、どのようにお考えでしょうか。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今、滝波議員のほうからお話がありました。

同じような内容ですけれども、ポイントは、この交付金の対象となる事業「永の里」プロジェクト、これは大前提が地域経済牽引事業ということです。この点をしっかりと捉えて、具体的には、今年度の、31年度の補助金を出されます。地域経済を牽引するような計画、そして戦略、そして具体的には、工房の建設にかかわる補助金ということですから、あくまでも地域の経済を牽引していくんだという視点でその進捗管理をしていただきたいなと思います。

なぜこの事業のプロジェクトの主たる目的にこだわるかといいますと、先ほど委員長言われましたように、「永の里」プロジェクトを今回の補正予算審議と同時に確認させていただきました。そこに「変更がある」という言葉が出てきております。これは、いろんなプロジェクトで、最初からの計画をそのまま遂行していくというのはなかなか難しいかもわかりませんが、変更があるゆえに、その都度適正に、この事業の業者、そして行政、それから地域、地元と情報をより一層共有していかなければいけないんじゃないかなと思います。

ぜひともそのことをしっかりと捉えて進めていっていただきたいということです。お願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私も別に反対しようという意向で言うわけではないんですが、先日の説明会を聞かせていただきまして少し感じたことがありましたので、申し述べさせていただきたいと思います。

こういう催しを主体とするようなテーマパークみたいな形のものができるという話を3年前からお伺いしております。こういったものができるときというのは何年も建設に、土地を買収したときから、ここにはこういった目的でこういったものが、こういった施設ができますということを、あらかじめ主体となる事業者というのは皆さんに公示をして、それから進めていくというのが、通年いろんなところでテーマパークができてますけれども、そういった傾向で出てきてるといふふうに思っています。

その中で、看板もない、何ができるのかもわからないというふうな状況で事業が2年経過したわけなんですけれども、それを見てますと、当該事業者の事業に対するその思い、いろいろ変わるのかもわかりませんが、主たるところはまず変わっては困りますし、変わらないのではないかと思います。一番肝心な主たる目的すらも明確でないのが現実でした。そこら辺を考えますと、地域の皆さんにとっては非常に、「施設できるのはいいけど、あとはまた二、三年したら草っ原になってまうんではないやろか」とかそういった不安が募るのは、これは仕方のない事実だと思います。町民の皆様は素人ですから、素人にしてみればそういった不安が残る。広大な土地がそういった廃墟と化すというのは、住民にとっては大変な課題となってくるのは、おのずと皆さん方もご存じだといふふうに思っています。

ということから考えますと、やはりもうちょっと当該事業者さんのこの事業に対する情熱といいますか、地域を牽引していこうという意向はよくわかりました。ですけれども、そこには必ず住民に及ぼす影響というのが、かなり大きなものがあるといふふうに考えますので、ぜひともそこら辺、さっきも述べたような結果にならないように、なってもらっては困りますし、ならないようにやはり助言していくのも、私たちを含めた行政の皆さんのお力をもってしなければいけないことだといふふうに思いますので、ぜひともそこら辺も含めていただければといふふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私も、自由討議の議題になっています2つの提案については非常に大事なことやと思っています。

私も、「あの地域、本当に一体どうなるんやろう」という心配の声を聞いてま

す。そのことを考えると、先般の説明では「計画がどんどん変わっていくことから、地元への説明もなかなか難しいんだ。また変わった、また変わったと言われるのが」というようなことを言われていましたけれども、計画変更があるんなら、その都度、やっぱり説明していくことも、私は施工業者として大事なことやと思うんです。

ただ、この事業が特別に認められた企業が進める、従来の農地法上も非常に有利な進め方で進められるという内容ですから、特別だからこそ、おごることなく説明責任をきちっと果たしてもらおうというのが大前提だと思うんです。ここをね、行政が業者と住民との間に入って、きちっと説明責任を果たさせるような支援をやっぱりして行ってほしいと私は率直に思っているところです。これは質問でも言ったとおりですから、自由討議の中でもそのことは主張しておきたいと思いません。

この予算に反対するものではございません。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 私も、こちらの事業にとっても賛成している立場でお話しさせていただきますけれども。

飲食店を経営していた立場からということもありましてお話しさせていただきたいんですが、事業の計画が変更するということが問題点として挙げられているんですけれども、今の時代は常に流動的にとても動いているので、変化が当然なことなんですね。マーケティングの理論についても年々変化しているし、ブランディングについてもやり方も年々変化している。市場の動向、お客様の好みであるとかそういったものも変化しますし、最低賃金も、これ完成予定、工場がいつになるか、2年後、再来年以降になるのかなと思うんですが、最低賃金もそれまでにどれくらい上がるかわかりません。それによって営業形態も変わりますし、どれくらいの人を雇えるかということも変わってくると思います。原材料費もそれまでに大分上がってきたりするような部分もある中で、今、計画をがっちり固めてしまうことの危険性ですね。変更というのは営業開始前日でもあると思いますし、営業してからもある。そういった中での時代に合わせた経営というのをしていかなければ、この事業の継続可能性というのがどんどんどんどん低下していつてしまうので、ある程度、事業者さんに対して自由ということを担保しなければ、がちがちに固めてしまうことによってどんどん事業の継続性が低下すると

いうことを指摘させていただきたいと思います。

この実施計画書ということをご提示されておりまして、どういった資本状況でこちらで経営されるかという説明も受けさせていただきました。その中で、すごく安全性の高い事業であることもわかりますし、この事業の実施計画のとおり遂行されればいいのではないかなというところで、これで私は、事業として、計画として十分なのではないかと思うんですけども、詳細を求めるであるとか、完成の2年前に商品の形を決めてしまえと言ってしまうたりするであるとか、少し危険性があるものであると思います。

ただ、その事業者さんの話の中で見えてきたこともございまして、社長さんとしては、地域経済牽引事業ということで地元貢献ということもすごくしたいという熱意を見せていただいているんですけども、とても採算性の低い事業であるということをご心配されている部分もあるというお話もされておりました。確かに、この発酵食品ということではすごく危険性の高い部分としては、発酵食品の弱みというのがありますので、味の好みが変わらなければリピーターもつかないような世界ですので、逆にその強みを生かして、常温で管理できるとか、保存期間が長いというような強みを生かした部分での、セーフティネットではないですけども、そういったことを提案されるのがいいのではないかと思う部分もあります。

例えばこれ、お話の中で出ていたのが、地元の事業者さんを使われる部分と県外の事業者さんを誘致されるという部分のバランスですね。そのバランスをとりながらやっていかないといけないと思うんですが、この実施計画書の中にもあるとおりの永平寺町内の発酵事業者、こういった方々が倒産するような危機が訪れないように、例えば、県内の発酵食品を販売する陳列棚を設けるであるとか、販路開拓の機会を平等に与えるようなやり方というのを設けてもいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私のほうから、皆さんと一緒に協議したいと思います。

今回の交付計画の中には、要は、その地域の醸造の関係業者と連携を密にしながらそういうものを展開していく、またその中から地域雇用、若者雇用も促進していく、そして交流人口からいろんな形で下浄法寺地区において人口増加にもつなげていく、それは当永平寺町の経済を牽引する事業の一つの一環ということでは

採択を受けて、当町もそれに沿って3年計画の中で合計3,000万の支援をしている形です。

ぜひとも、今回の説明の中にも、まだ醸造の研究所の方々の中で展示場というんか、ショッピングするところの中にはまだ参加等の具体性がないとか、ある面ではちょっと不安を抱えるものもあったかと思います。ぜひとも、町は当初の目的に沿った、要は事業に対して支援をするわけですから、ぜひそういうところを見ながら逐次、議会に対してその説明。それから、住民の方々もそこにいろんな形での期待を持っているわけですから、その期待に対して、ある面ではきちっと応えていく。それはいろいろ変更はあるかも知らんけど、こういう形で浄法寺地区はこうなるんですよという未来を語れるようなことを、やはり積極的にその中で行政が間に立ってそれを促進していくというのは私も大変重要だと思いますので、ぜひその面を、今回の3年目、最終年に当たって今後の展開をする上でぜひともそういう形をお願いしたいということで、議会の総意として提言をしていただければと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私は、できれば、もう変わりませんよというところまで説明等は待ってあげていただきたいなと、町民の皆様にはそれをしっかりと見守っていただきたいなと思う一人であります。

先ほど酒井和美議員もおっしゃいましたが、時代の変化に対応したプロジェクトだと私は思います。地域経済牽引事業の承認要件を確認しましたところ、要件が3つありました。地域特性を活用すること、高い付加価値を創出すること、いずれかの経済効果が見込まれることということで、要件の2と3に関しては高いKPIを設定されており、その中で当該事業者が失敗できない、成功させるんだということでお話をされていたんだと感じております。

また、当該事業者は、過去2年間の交付に対しては適正に事業報告を行っております。計画ありきにならないよう、事業成功に向けて、人、物、金、事にこだわって調査、研究を進めておられます。その中で差別化できる商品の開発や土地の活用の探求については、この地域経済牽引事業を約束する上でのことだと思います。なので、私としては、ぜひこのまま当該事業者の意向を尊重していただきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 我々の意見は、変更したらあかんとか、今の事業はだめだとかと言ってるわけじゃないんです。当然、民間の事業ですからもうかるようにやってもらわなあかんし、もうかることで地域の経済が発展していきますから、当然そういった視点で業者さんは考えておりますので、そのことは特になんていってませんが。

ただ、言っているのは、あそこの土地を売った住民は、先祖代々から守ってきた土地を、やはりあの浄法寺の地区の発展、ひいては永平寺町の発展のために皆さん提供していただいたというのがあるんですよ。そういった意味では、あそこがどのようになっていくかというのは、やはり一番関心でもあり、子孫にとってもいいものを残さなあかんということもあるんだろうと思います。そこが、やはり事業者さんから変更はあるのかもわかりませんが、その都度説明をいただかなければ住民の方も不安になっていくと。そこは議会がそういう住民の声を受けて、やはり行政にその間を取り持っていていただいて説明をするように要請をしてほしいというのが大きな1点であります。

それと、2つ目は、やはり交付金を出しているんですから、事業はその都度変更するのはいいと思います。余り細かいところまで言うてくれと言うてはならないんですけども、そこは、交付金を出している部分は行政がきちっと把握をしてくださいよという、この2点を言っていますので、別に業者の今やることがおかしいとか、そんなことを言っているわけではありません。あるいは、がんじがらめにしようというつもりはありませんので、そこはご理解をいただき、ぜひとも議会の総意ということで行政側に提言をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私も自由討議を聞いていまして、私も計画がどんどん、民間ですから変わっていくことについてとやかく言ってるつもりはないんです。計画は変わっていくだろう、それについて地元説明はきちんとやっぱりして欲しいということが一つ。

それと、この間の説明聞いていまして、この地域経済牽引事業、未来投資法に基づくものですけれども、研究施設の建設というのが絶対条件でずっと計画の中にはあったんですね。それが、研究施設としては完全に北西の側にあった施設が

今度はそうは明記してなかったこともあるんですけども、その辺どうなっていくのかなというのは説明の中でそれは最低、工場等でそういう研究を採算が合うまでは進めていきたいとかと言ってたんですが、そういうものではないのかなと思うので、そこは行政としてもやっぱりチェック事項として頭に入れておいてほしいなとは思いますがね。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） なければ、これで自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第30号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第30号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正

予算について、自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第32号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第4、議案第32号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第32号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第33号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第5、議案第33号、永平寺町母子家庭等医療費

の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第33号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第34号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第6、議案第34号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第34号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第35号 字の一部区域の変更について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第7、議案第35号、字の一部区域の変更についてを議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第35号、字の一部区域の変更についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第8、委員会の閉会中の継続審査についての件を議題とします。

総務産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第9 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第9、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、予算決算常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、行財政改革特別委員会、議会改革特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る5月27日開会以来18日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心より感謝申し上げます。今後とも、議会運営につきましても、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願いを申し上げます。

議員の発言は、大変重いものです。令和元年度一般会計補正予算に対し、議会として次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

地域未来投資促進事業におきまして、1点目、住民に対し十分な事業説明がなされるよう、行政からも事業者に対して申し入れをしていただきたいと思います。

2点目、交付金対象となる事業については、行政がその進捗を把握し、その都度議会に説明していただきたいと思います。

以上の2点を申し添えます。

理事者の皆様におかれましては、審議中の質疑、提案等を謙虚に受けとめ、常に町民のための町政運営を図られますよう、切に要望するものであります。

結びに、今会期中に賜りました議員、理事者の皆様のご協力に対し、衷心より御礼を申し上げます。

今後とも、議会運営につきましては、皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます。閉会のご挨拶にかえさせていただきます。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、5月27日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました令和元年度補正予算を初めとする条例の制定等、重要案件などを慎重にご審議いただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

また、町政各分野につきまして、多数のご質問とご指導をいただきました。いずれも厳正に受けとめ、現状と課題を認識し、町政発展のため努めてまいり所存でございます。

さて、6月7日、北陸地方が梅雨入りいたしました。また、今後は台風シーズンを迎えることとなります。近年は、局所的に大雨が降るいわゆるゲリラ豪雨や、雨雲が線状に次々に発生し、長時間にわたり同じ場所を通過する線状降水帯など、降り方も変化してきております。町としましては、地域との情報共有や警報の伝達など情報提供に努め、安心して暮らせる町となるよう、職員の防災訓練を含め、平時からの準備に万全を期してまいり心構えでございます。

会期中、2つの集落において、防火、防災に関する講演をさせていただきました。最近では、地元からの依頼による防災講座を何度も開催させていただいており、地域住民の防災に対する意識の高まりに、災害対策本部を預かる立場として心強く感じているところでございます。あわせまして、地域包括ケアシステムの

お話も、今までより充実をしたお話をさせていただいているところでもあります。

さて、ことしも6月15日、九頭竜川中部漁協管内ではアユ釣りが解禁となります。ことしは飯島地区の中間育成施設での育成がよく、昨年より2トン多く放流することができたとのことでした。解禁当初でも、活性のいい琵琶湖産のアユも昨年より多く放流しており、県内外から訪れる釣りファンを満足させることができると期待しております。

サクラマス釣りも依然根強い人気となっており、観光、地域資源、両方の観点からまちづくりに活かしてまいりたいと考えております。

昨年は、永平寺町管内での水難事故の事案がありませんでした。ことしも無事故でシーズンを終えることができるよう願うものであります。

結びに、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しいとは存じますが、健康に十分ご留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時42分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員